

荒川区一般緊急輸送道路沿道建物耐震化促進実施計画2026 2031

1. 目的

区は、令和8年3月に令和8年度から令和17年度までの10年間を計画期間とする耐震改修促進計画を改定した。一般緊急輸送道路沿道建物について、数値目標を定め、耐震化を一層促進するため、重点的に取り組む施策を展開することとしている。

この目標を実現するため、耐震化に向けた普及啓発や個別訪問等の総合的な取組計画を定め、一般緊急輸送道路沿道建物の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2. 現状と目標

令和12年(2026年)度末と令和17年(2031年)度末の目標を示します。

建築物の種類	R元年度 (現計画)	R6年度 (現状)	R12年度 (目標)	R17年度 (目標)
一般緊急輸送道路沿道建築物		80.5%	85.0%	90.0%
特定緊急輸送道路沿道建築物	87.3%	92.2%	95.0%	概ね解消

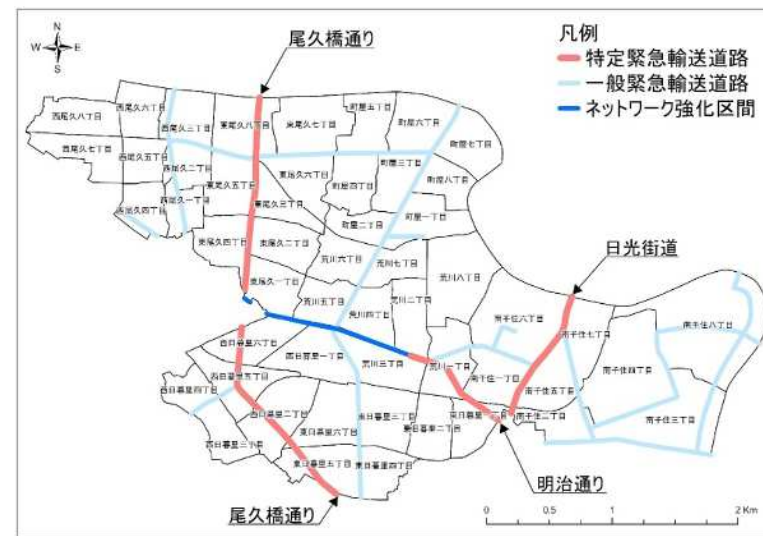
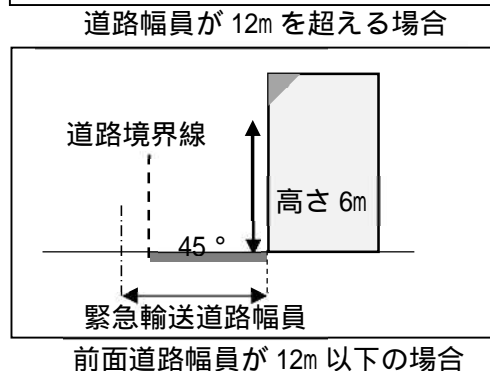
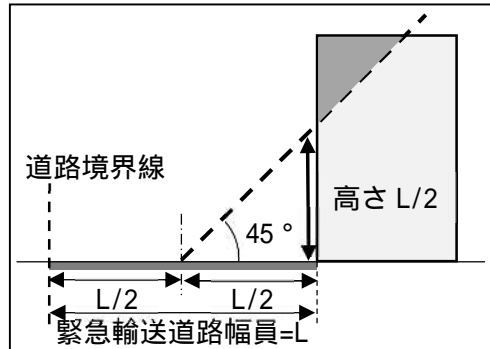
3. 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

4. 対象建築物

次の全てに該当する建築物(一般緊急輸送道路沿道建物)

- ・新耐震基準導入より前に建築された一般緊急輸送道路に敷地が接する建築物
- ・以下の又はの高さを超える建築物



緊急輸送道路路線図

5. 実施計画

実施計画の進捗状況や社会経済状況の変化などに適切に対応するため、必要に応じて検証及び見直しを行い、一般緊急輸送道路沿道建物の耐震化を促進する。

(1) 直接的な耐震化の促進

一般緊急輸送道路沿道建物所有者に対し、個別訪問等による直接的な耐震化の普及啓発を図る。

<所有者の調査等>

直接的な案内を行うため、対象建物の所有者の特定を行う。

<直接的な普及啓発>

個別訪問等により、助成制度の案内を行う。

<ネットワーク強化区間沿道建物への取組>

個別訪問等による耐震化の普及啓発及び助成制度の案内を行う。

(2) 耐震診断済み建物に対する耐震化の促進

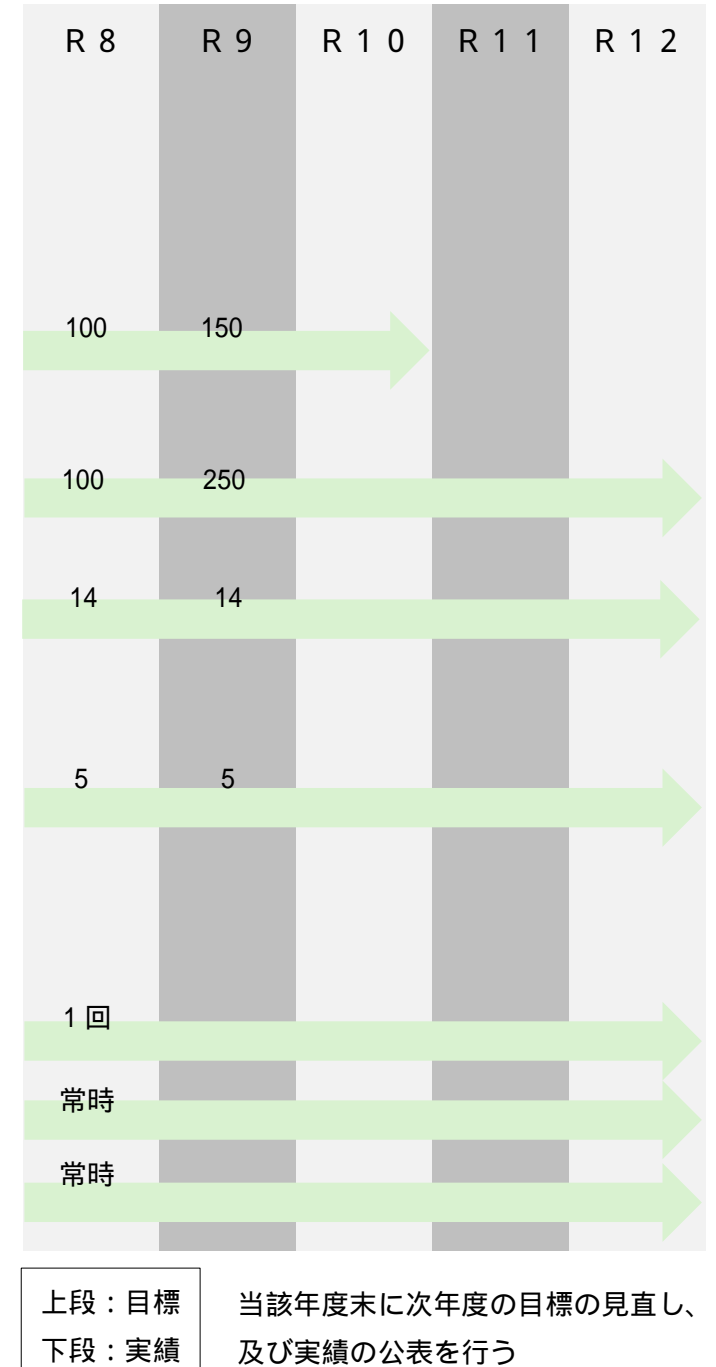
耐震診断後、耐震改修等による耐震化が行われていない建物所有者に対して、フォローアップを行う。

(3) 耐震化の必要性に係る普及啓発

<区報への掲載>

<区ホームページへの掲載>

<パンフレットの配付>



6. 実績

実施計画当該年度毎に、実績を公表する。